

消安全第 87 号
令和 4 年 3 月 9 日

厚生労働省政策統括官付参事官
(総合政策統括担当) 様

消費者庁消費者安全課長
(公 印 省 略)

消費者安全法に基づく消費者事故等に関する情報の通知について (依頼)

標記については、令和 2 年 11 月 24 日付消安全第 406 号「消費者事故等に関する情報の通知について」により、医業類似行為等による事故情報をはじめとした消費者事故等に関する情報を保健所等において把握した場合に、消費者安全法(平成 21 年法律第 50 号)に基づく通知が遺漏なく行われるよう、依頼させていただいたところです。

関係各省庁や地方公共団体等のご協力をいただいた結果、医業類似行為等に係る消費者事故等の公表件数は、総務省行政評価局の行政評価・監視(「消費者事故対策に関する行政評価・監視－医業類似行為等による事故の対策を中心として－」)の勧告の前後 1 年間を比較した場合、別添 1 のとおり、4 倍(7 件から 28 件に増加)に増加¹したほか、同省からも「勧告した事項については、現時点で必要な改善措置が講じられている」との評価²を得ています。

つきましては、別添 1・2 の事例も参考にしつつ、保健所等において把握した消費者事故等の通知が引き続き迅速かつ適切に行われるよう、都道府県、保健所設置市及び特別区に対して周知いただきたく御協力をお願い申し上げます。

【本件問合せ先】

消費者庁消費者安全課

電話 : 03-3507-9201

E-mail : i.syouhisya.anzen@caa.go.jp

¹ 医業類似行為等に限らず、保健所等と地方自治体の消費者行政担当部署(消費生活センター等)が連携して、消費者庁に対する消費者事故等の通知を行っていただいている状況にありますが、引き続きご協力いただきますようお願い申し上げます。なお、主な連携事例は別添 2 のとおりです(効果的な情報交換をしていただきました)。

² 令和 3 年 12 月 10 日付総務省公表資料「https://www.soumu.go.jp/main_content/000782077.pdf」

消費者庁が行った消費者事故等の公表一覧（医業類似行為等）

別添1

○令和元年12月から同2年11月まで：7件

No.	分類	公表内容	区分
1	エステ	エステ店において、施術を受けたところ、抹消神経損傷の重傷。	重大
2	エステ	エステ店において、脱毛の施術を受けたところ、機器の部品が利用者の胸元に落ち、Ⅱ度の火傷。	重大
3	エステ	店舗で脱毛の施術を受けたところ、接触性皮膚炎の重傷。	重大
4	その他	整骨院において、電位治療器を用いた施術を受けたところ、脇腹等にⅢ度の火傷。	重大
5	その他	整体院で施術を受けたところ、左肋骨骨折の重傷。	重大
6	その他	整骨院において、施術を受けたところ、腰椎椎間板ヘルニアの重傷。	重大
7	その他	整骨院において、マッサージの施術を受けたところ、右第2腰椎横突起骨折の重傷。	重大

○令和2年12月から同3年11月まで：28件

No.	分類	公表内容	区分
1	エステ	店舗で脱毛の施術を受けたところ、Ⅱ度の火傷。	重大
2	エステ	店舗において、脱毛の施術を受けたところ、顔に熱傷。	非重大
3	エステ	エステ店において、マッサージの施術を受けたところ、顔に腫れ。	非重大
4	エステ	エステ店において、施術中に機器から高温の蒸気が噴き出し、首等を熱傷。	非重大
5	エステ	店舗において、脱毛の施術を受けたところ、足の火傷。	重大
6	エステ	店舗において、脂肪冷却の施術を受けたところ、橈骨神経麻痺の重傷。	重大
7	エステ	店舗において、脱毛の施術を受けたところ、脱毛機器の熱した破片が腹部に落ちたことによる熱傷。	重大
8	エステ	エステ店において、施術を受けたところ、両頬、下顎等にⅡ度の熱傷。	非重大
9	エステ	店舗において、光脱毛の施術を受けたところ、頬や眉間に炎症の重傷。	重大
10	エステ	店舗において、HIFU（ハイフ）を用いた施術を受けたところ、右顔面神経麻痺の重傷。	重大
11	その他	店舗において、マッサージの施術を受けたところ、右側顎関節症等の重症。	重大
12	その他	店舗において、整体の施術を受けたところ、顎関節症の重症。	重大
13	その他	鍼灸院において、首の指圧等の施術を受けたところ、頸椎症性神経根症等の重症。	重大
14	その他	店舗において、マッサージの施術を受けたところ、左第2趾足底板損傷等の重傷。	重大
15	その他	店舗において、整体の施術を受けたところ、坐骨神経痛の重症。	重大
16	その他	接骨院において、施術を受けたところ、第7肋骨骨折の重傷。	重大
17	その他	鍼灸院において、針治療の施術を受けたところ、右膝関節炎等の重症。	重大
18	その他	店舗において、マッサージの施術を受けたところ、腰椎圧迫骨折の重傷。	重大
19	その他	店舗において、マッサージの施術を受けたところ、右第3肋骨骨折の重傷。	重大
20	その他	店舗において、マッサージの施術を受けたところ、頸椎捻挫等の重症。	重大
21	その他	整骨院において、施術を受けたところ、左肋骨骨折の重傷。	重大
22	その他	鍼灸院において、よもぎ蒸しの施術を受けたところ、左右臀部にⅡ度の熱傷。	重大
23	その他	整骨院において、施術を受けたところ、首の筋等を痛み、重傷。	重大
24	その他	訪問診療において、首等に鍼灸マッサージの施術を受けたところ、繊維筋痛症、頭部捻挫等の重傷。	重大
25	その他	鍼灸整骨院において、腹部に電流を流して体幹を鍛える施術を受けたところ、左下腹部にⅢ度の熱傷。	重大
26	その他	接骨院において、左股関節付近の施術を受けたところ、左恥骨骨折等の重傷。	重大
27	その他	整骨院において、低周波治療の施術を受けたところ、気分不良を起し救急搬送。	非重大
28	その他	マッサージ店において、マッサージの施術を受けたところ、右肩を脱臼し救急搬送。	非重大

（注）上表のその他は、医業類似行為（整骨院、マッサージ等）のいずれかを指す。

保健所等と地方自治体の消費者行政担当部署（消費生活センター等）が連携して、
消費者庁に対する消費者事故等の通知を行った事例

○消費者安全法第 12 条第 2 項により消費者庁に通知のあった消費者事故等の情報を、事故情報データベースに登録した事例（消費者庁公表事例）

No.	公表日	事故発生日	製品名等	事故内容	発生都道府県
1	令和 4 年 1 月 7 日	令和 3 年 11 月 5 日	チョコレート	乳アレルギーの幼児が、アレルギー（乳）表示のないチョコレートを食べたところアナフィラキシーを発症。	滋賀県
2	令和 4 年 2 月 17 日	令和 3 年 12 月 2 日	美容サービス （まつ毛パーマ）	美容室において、まつ毛パーマの施術を受けたところ、目に痛み、違和感が生じ、受診。	沖縄県

（注）他の法律の規定により、厚生労働省に対して、情報が通知又は報告される仕組みとなっているもの（食中毒情報、食品関係の自主回収情報、健康食品のうち指定成分等含有食品等）を除く。